

暮らしやすい地域づくり推進事業

もしもお店の中に「段差」がなかったら、車いすの人や高齢者、ベビーカー利用の人も移動しやすいですね。聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人に会話ボードや点字があれば、情報を伝えたり、意思表示がしやすいですね。これらを「合理的配慮」といいます。

さまざまな合理的配慮があれば、障がいのある人を含むすべての人が店舗などの施設を使いやすくなります。市では、そんな環境を整えるためのご協力をいただける店舗や事業所を応援します。



「暮らしやすい地域づくり推進事業」を始めます

泉大津市では、令和5年5月から、お店など不特定多数の人が出入りする事業所に対し、(1)コミュニケーションツールの作成、(2)物品の購入、(3)工事施工費にかかる費用の10割を、助成限度額までの範囲で助成します。

協力事業所は市ホームページなどで紹介します。



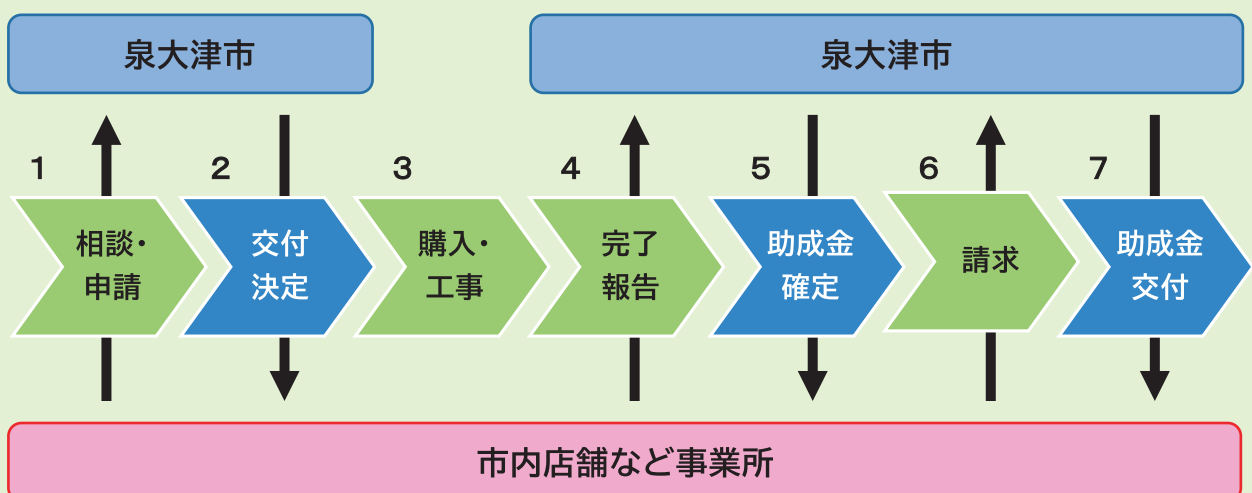
くわしくはホームページ

1. 助成金の対象となる事業所

泉大津市内において、飲食、物販、医療など、不特定多数の人が利用する事業を行う事業所等

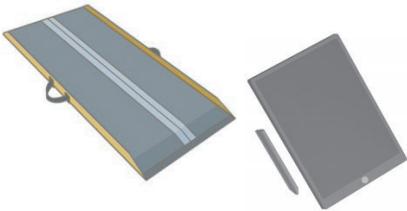
2. 申請から助成金交付までの流れ

申請は、①障がい福祉課窓口②郵送③ホームページ上でオンライン申請のいずれかで受け付けています。



※申請し、交付決定される前に作成・購入・工事を行った場合は助成対象となりません
のでご注意ください。

3. 助成対象となるもの

(1)コミュニケーションツールの作成費 助成限度額 5万円	分かりやすく伝えたり、伝えやすくなるツールの作成 	(例) 点字メニューの作成 会話ボードの作成 ※限度額以内で複数購入が可能です。 
(2)物品購入費 助成限度額 10万円	合理的配慮を提供するための物品の購入に係る経費 	(例) 筆談ボード/音声拡張器/折り畳み式スロープ/簡易洋式トイレ/サニタリーボックス/受付用ローカウンター/車いす昇降機/視覚障がい者誘導シート/滑り止めマット/高さ可動式テーブル(他の機能のある物品を除く。) ※限度額以内で複数購入が可能です。
(3)工事施工費 助成限度額 20万円	合理的配慮を提供するための工事の施工に係る経費 	(例) 階段・便器等の手すりの設置/視覚障がい者用リーディングラインの取付/段差の解消/点字ブロック等の敷設/多機能トイレ/オストメイト対応器具等の設置/和式トイレの洋式化/ドアの改修、取替え/洗面所、手洗い場などの改修(※障がいのある人が利用しやすくなることを目的とした設置・改修に限ります。)

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律(バリアフリー法)」において建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている建築物については、物品購入費及び工事施工費の一部について対象にならないものがあります。

4. 申請できる回数およびその他条件

- 上記(1)～(3)の区分ごとに、それぞれ年1回を限度として申請ができます。
- (1)～(3)の各区分の作成・購入・工事は申請年度の3月31日までに完了することが必要です。
- (1)～(3)で作成・購入・工事したものは、3年以上継続して使用してください。また、転売等できません。



[お問い合わせ先]

泉大津市保険福祉部障がい福祉課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

電話:0725-33-1131(代表) Fax:0725-33-7780

Email:syougaifukushi@city.izumiotsu.osaka.jp